

○阪南市病院事業の設置等に関する条例

昭和47年10月20日

条例第73号

注 平成22年10月28日条例第16号から条文注記入る。

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、病院事業の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(病院事業の設置)

第2条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業として経営する病院(以下「病院」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 社会医療法人生長会 阪南市民病院

位置 大阪府阪南市下出17番地

3 病院の診療時間、受付時間及び休診日は、規則で定める。

(平22条例16・平23条例2・平23条例14・一部改正)

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院は、公設病院として次に掲げる医療及び事業を行うほか、地域において良好な医療を行うものとする。

(1) 救急医療

(2) 小児医療

(3) リハビリテーション医療

(4) 保健衛生事業

(5) 災害時医療

3 前項に掲げる医療及び事業を行うため、病院に規則で定める診療科目を置くものとする。

4 病床数は、一般病床185床とする。

(平23条例14・一部改正)

(料金)

第4条 病院を利用する者は、次に掲げる額の料金を納付しなければならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額

(2) 健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額

(3) 特別室を使用する場合にあっては、別表第1に定める額

(4) 駐車場を使用する場合にあっては、駐車時間1時間までにつき100円以内で市長が別に定める額

(5) 前各号に定めるところにより算定することができないものにあっては、別表第2に定める額

2 前項の規定により料金を算定する場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく消費税及び地方消費税が課される部分があるとき(同項第4号を除く。)は、当該課される部分に係る料金の額は、同項の規定により算定した額に消費税の額及び地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。

3 料金は、外来診療にあってはその都度、入院診療にあっては市長が別に定める日までに料金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平23条例14・全改、平25条例25・平25条例43・一部改正)

(手数料)

第4条の2 診断書、証明書その他の文書の交付を受ける者は、1通3,000円(英文により作成された診断書、証明書その他の文書にあっては、20,000円)以内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、手数料について準用する。

(平23条例14・追加、令2条例39・一部改正)

(利用の制限)

第4条の3 市長は、管理上支障があると認めるときは、病院の利用を制限することができる。

(平23条例14・追加)

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格)が2,000万円以上の

不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(令2条例1・令6条例3・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(平23条例14・一部改正)

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、病院事業の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に病院の管理を行わせることができる。

(平22条例16・追加)

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に病院の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 病院における診療及び検診に関する業務

(2) 病院の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(3) 駐車場の利用に係る料金に関する業務

(4) 手数料の徴収に関する業務

(5) 病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) 駐車場の維持管理に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平22条例16・追加、平23条例14・平25条例25・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第11条 市長は、第9条の規定により指定管理者に病院の管理を行わせるときは、特別の理由があると認める場合を除き、前条の業務の遂行に関する能力を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に最も適合していると認めるものを選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画が病院の効用を最大限発揮するとともに、病院の施設及び設備の維持管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画を確実かつ安定的に実施することができる人員及び経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、病院の管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして市長が定める基準に適合するものであること。

(平22条例16・追加)

(管理の基準)

第12条 病院の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院の診療時間及び休診日は、病院を利用する者の便宜等により市長の承認を得て指定管理者が定めること。
- (2) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項の規定により、第10条の業務における個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じ、同条の業務の範囲内で個人情報の保護について市長と同様の義務を負うものとする。
- (3) 第10条の業務に従事しているもの又は従事していたものは、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又はその業務の目的以外に使用してはならない。

(平22条例16・追加、平23条例14・令4条例22・一部改正)

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第10条の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
 - (2) 第11条第3項各号に適合しなくなつたと認めるとき。
 - (3) 前条に規定する管理の基準に準拠していないと認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(平22条例16・追加)

(利用料金)

第14条 病院の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、病院を利用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が第4条第1項及び第2項の規定により算定される額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(平22条例16・追加、平23条例14・一部改正)

(指定管理者選定評価委員会の設置)

第15条 指定管理者の候補者の選定並びに指定管理者の運営状況の点検及び評価を公正かつ適正に行うため、阪南市民病院指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(令6条例20・追加)

(所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 第11条第3項の規定による選定に関すること。
- (2) 第13条第1項の規定に係る審査に関すること。
- (3) 指定管理者の運営状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に関すること。

(令6条例20・追加)

(組織及び委員)

第17条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療に関し識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から当該指定管理者の指定期間が満了する日又は第13条第1項に規定する指定の取消しの日までとする。

(令6条例20・追加)

(委員長及び副委員長)

第18条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令6条例20・追加)

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6条例20・追加)

(意見の聴取等)

第20条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令6条例20・追加)

(委員の除斥)

第21条 委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と直接の利害関係を有するときは、当該法人その他の団体の事案についての審査に加わることができない。

(令6条例20・追加)

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、病院を所管する課において処理する。

(令6条例20・追加)

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平22条例16・追加、令6条例20・旧第15条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月17日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年1月31日条例第8号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月30日条例第34号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年6月13日条例第8号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南市病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成14年9月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月30日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(阪南市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

2 阪南市立病院使用料及び手数料条例(平成3年阪南町条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成17年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年10月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月14日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(阪南市立病院使用料及び手数料条例の廃止)

2 阪南市立病院使用料及び手数料条例(平成3年阪南町条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成24年12月28日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月4日条例第25号)

- この条例は、平成25年10月1日から施行する。
附 則(平成25年12月24日条例第43号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の阪南市病院事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る料金等について適用し、同日前の請求に係る料金等については、なお従前の例による。
附 則(令和2年3月27日条例第1号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年12月22日条例第39号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の阪南市病院事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付請求に係る手数料について適用し、同日前の交付請求に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則(令和4年12月22日条例第22号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。
附 則(令和6年3月22日条例第3号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。
附 則(令和6年6月24日条例第20号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 別表第1(第4条関係)
(平24条例22・全改)
特別室料

区分	単位	金額	
		本市の住民	本市以外の住民
特別室	1日につき	15,000円	20,000円
個室(A)	1日につき	6,500円	8,450円
個室(B)	1日につき	6,000円	7,800円
個室(C)	1日につき	5,500円	7,150円

- 備考 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の住民については、本市の住民と同じ額を徴収する。
- 別表第2(第4条関係)
(平23条例14・追加)

区分	金額
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る療養	各労働基準局長と協定した費用の額の算定方法により算定した額
自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る療養	第4条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合計額に100分の150を乗じて得た額
人間ドック	7万円以内で市長が別に定める額
脳ドック	7万円以内で市長が別に定める額
算定方法又は算定基準に定めのないもの	市長が別に定める額

○阪南市病院事業の設置等に関する条例施行規則

平成22年10月28日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市病院事業の設置等に関する条例(昭和47年阪南町条例第73号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(診療時間等)

第2条 外来患者の診療時間及び受付時間は、次のとおりとする。ただし、急を要する患者については、この限りでない。

(1) 診療時間 午前9時から午後5時まで

(2) 受付時間

午前診 午前8時から午前11時30分まで

午後診 午後1時から午後3時まで

2 休診日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(3) 12月30日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(平23規則15・追加)

(診療日等の変更)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、臨時に診療時間、受付時間及び休診日を変更することができる。この場合において、市長はあらかじめその旨を公表しなければならない。

(平23規則15・追加)

(診療科目)

第4条 病院の診療科目は、次のとおりとする。

(1) 内科

(2) 消化器内科

(3) 循環器内科

(4) 脳・血管内科

(5) 呼吸器内科

(6) 糖尿病内科

(7) 小児科

(8) 消化器外科

(9) 外科

(10) 整形外科

(11) 脳神経外科

(12) 腫瘍外科

(13) 形成外科

(14) 婦人科

(15) 耳鼻咽喉科

(16) 眼科

(17) 歯科口腔外科

(18) リハビリテーション科

(19) 泌尿器科

(20) 皮膚科

(21) 放射線科

(22) 病理診断科

(23) 麻酔科

(24) 急病救急科

(平23規則15・追加、平23規則28・平25規則23・平27規則22・平29規則18・平31規則18・令2規則27・令3規則14・一部改正)

(納付の特例)

第5条 条例第4条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 応急の診療を必要とし、料金を納付させ難いとき。

(2) 市長が料金を全納し難い事情があると認めるとき。

(平23規則15・追加)

(料金の減免)

第6条 条例第4条第4項の規定による料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、本人又は保護者の申請により行う。

- (1) 公費の援助を受けている者
- (2) 市長が前号に準ずる状態にあると認める者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定に基づく申請者は、料金減免申請書により許可を受けなければならない。

(平23規則15・追加)

(手数料)

第7条 条例第4条の2第1項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(平23規則15・追加)

(使用料)

第8条 使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項の規定による使用料(別表第3を除く。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税を課すこととされる資産の譲渡等に係るものについては、それぞれ同項の規定による使用料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えて得た額をもって当該使用料の額とする。

(平23規則15・追加、平25規則23・平25規則30・一部改正)

(指定管理者による管理)

第9条 条例第9条の規定により病院の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平23規則15・追加)

(指定管理者の公募)

第10条 市長は、条例第9条の規定により病院の管理を指定管理者に行わせるときは、次に掲げる事項を明記し、公募するものとする。ただし、条例第15条に規定する阪南市民病院指定管理者選定評価委員会が指定期間の更新を認める場合は、この限りでない。

- (1) 病院の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 利用料金制の有無
- (5) 申請資格及び申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項

2 市長は、指定管理者の公募においては、市役所掲示場への掲示、広報紙への掲載、ホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(平23規則15・旧第2条繰下・一部改正、令6規則24・一部改正)

(指定管理者の申請資格)

第11条 指定管理者の申請ができるものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 病院の運営を円滑かつ安定して実施できるもの
 - (2) 法律行為を行う能力を有するもの
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないもの
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により一般競争入札等への参加を制限されていないもの
 - (5) 条例第13条第1項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
 - (6) 国税及び地方税を完納しているもの
 - (7) 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が本市の市議会議員、市長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員又は委員でないもの
 - (8) 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことの無いもの
- (平23規則15・旧第3条繰下、令2規則39・一部改正)

(指定管理者申請に要する書類)

第12条 条例第11条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(平23規則15・旧第4条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定等の通知)

第13条 条例第11条第3項の規定による指定を通知するときは、指定管理者指定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第13条第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を通知するときは、指定管理者(指定取消・業務停止)通知書(様式第3号)によるものとする。

(平23規則15・旧第6条繰下・一部改正、令6規則24・旧第14条繰上)

(指定管理者の指定等の告示)

第14条 市長は、指定管理者を条例第11条第3項の規定により指定したとき、又は条例第13条第1項の規定によりその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部を停止したときは、その旨を告示するものとする。

(平23規則15・旧第7条繰下、令6規則24・旧第15条繰上)

(指定管理者の指定期間)

第15条 指定期間は、15年を限度とする。

(平23規則15・旧第8条繰下、令6規則24・旧第16条繰上)

(協定事項)

第16条 指定管理者として指定を受けたものは、病院の管理に必要な事項について、市長と協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に行わせる管理業務の範囲に関する事項
- (2) 指定管理者が行う管理の基準に関する事項
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 事業計画に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 市が支払うべき費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (8) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平23規則15・旧第9条繰下、令6規則24・旧第17条繰上)

(委員構成)

第17条 条例第17条の規定に係る阪南市民病院指定管理者選定評価委員会の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 医療に関し識見を有する者 2人以内
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 4人以内

(令6規則24・追加)

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則15・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(阪南市立病院事業の料金等に関する規則の廃止)

2 阪南市立病院事業の料金等に関する規則(昭和47年阪南町規則第34号)は、廃止する。

附 則(平成23年11月30日規則第28号)

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第23号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月4日規則第30号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年6月15日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年7月26日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第27号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月22日規則第39号)
この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第14号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月24日規則第24号)
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)
(平23規則15・追加、令2規則39・一部改正)

文書料

種別		金額	
			英文により作成された文書
診断書	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、生命保険、身体障害者等の認定及び後遺症に関するもの	1通につき 3,000円	1通につき 20,000円
	普通、死亡、身体検査、受験入社用、裁判所関係等に関するもの	1通につき 2,000円	1通につき 15,000円
証明書	交通事故治療費明細書等に関するもの	1通につき 3,000円	1通につき 10,000円
	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)等に関するもの	1通につき 2,000円	1通につき 10,000円
	入院通院(生命保険関係を除く。)、領収、見舞金祝金等に関するもの	1通につき 1,000円	1通につき 10,000円

別表第2(第8条関係)
(平23規則15・追加、平25規則23・一部改正)

使用料

使用区分	使用面積又は設置台数	金額
病院施設(牛乳等自動販売機設置を除く。)	1m ² につき	1月 835円
牛乳等自動販売機設置	1台につき	1月 5,000円

別表第3(第8条関係)
(平25規則30・追加)

駐車場使用料

使用区分		金額	備考
外来患者	4時間まで	無料	自動車
	以降1時間までごとに	100円	
入院患者等の付添者 (病院長が認めた者)	1時間まで	無料	
	1時間以降4時間まで	100円	
	以降1時間までごとに	100円	
上記以外の者	1時間まで	無料	
	以降1時間までごとに	100円	

様式第1号(第12条関係)
(平23規則15・全改)

様式第1号(第12条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

阪南市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 印

阪南市病院事業の設置等に関する条例第11条第2項の規定により指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号(第13条関係)

(平23規則15・全改、令6規則24・一部改正)

様式第2号(第13条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

所在地
名 称
代表者

様

阪南市長 印

年 月 日付け指定管理者指定申請について、阪南市病院事業の設置等に関する条例第11条第3項の規定により指定することを通知します

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

様式第3号(第13条関係)

(平23規則15・全改、平25規則30・平30規則22・令6規則24・一部改正)

様式第3号(第13条関係)

指定管理者(指定取消・業務停止)通知書

年 月 日

所在地
名 称
代表者 様

阪南市長 印

年 月 日付け指定管理者の指定については、阪南市病院事業の設置等に関する条例第13条第1項の規定により、（指定を取消し・業務の全部を停止・業務の一部を停止）することを通知します。

1 指定取消・業務停止事項

2 指定取消・業務停止理由

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。)

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、阪南市を被告として(訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

阪南市民病院の管理運営に関する基本協定書(抜粋)

阪南市（以下「甲」という。）と社会医療法人 生長会（以下「乙」という。）とは、阪南市病院事業の設置等に関する条例（昭和 47 年阪南町条例第 73 号。以下「設置条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する病院（以下「阪南市民病院」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総則

（指定管理期間）

第 3 条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 15 年間）とする。

第 2 章 指定管理業務の実施

（指定管理業務の範囲）

第 14 条 指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 阪南市民病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び検診に関する業務
- (2) 阪南市民病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 29 号)第 33 条の 2 の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 阪南市民病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、必要と認める業務

（診療）

第 15 条 乙は、設置条例第 3 条第 2 項に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

（検診）

第 16 条 乙は、甲からの依頼があった場合、甲が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診及び医療相談業務を行うことができる。

（政策的医療）

第 17 条 乙は、次に掲げる政策的医療を確保し、地域における中核的な医療機関として、市民の医療ニーズに的確に答えるよう努めるものとする。

- (1) 救急医療
- (2) 小児医療
- (3) 歯科口腔医療
- (4) リハビリテーション

（災害時医療等）

第 18 条 乙は、阪南市民病院が災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を整えるものとする。

2 前項の場合において、甲が阪南市地域防災計画等に基づき阪南市民病院の一部又は全部を使用する必要のある場合は、乙は、甲の指示により管理を行うものとする。

3 乙は、甲が感染症医療等の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

（地域医療連携）

第 19 条 乙は、地域のかかりつけ医等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制（以下「地域医療連携」という。）の向上を図るものとする。

2 乙は、前項に定める地域医療連携を円滑に進めるため、院内に地域医療連携の部署を設置し、患者サービスの充実に努めるものとする。

3 乙は、甲と連携し、大阪府地域医療再生計画を円滑に推進するものとする。

(施設、設備等の維持管理)

第25条 乙は、甲の財産である阪南市民病院の土地、建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

2 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で維持管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。

4 乙は、施設等の維持管理の基準を定めるものとする。

5 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

6 前各項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(施設等の改良・改修及び保守・修繕)

第26条 施設等の改良工事及び改修工事は、甲乙協議のうえ、甲が承認した場合に行うものとする。

2 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、医療機能向上を伴う工事等であって、1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。以下、価格に関する定めについて同じ。）を超えるものをいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等であって、1件100万円を超えるものをいう。）は、甲の負担で行う。ただし、乙が乙の負担で行う場合は、この限りでない。また、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務を乙に委託することができる。

3 前項に該当しない1件100万円以下の改良工事及び改修工事は、乙が乙の負担で行う。

4 施設等の保守・修繕は、必要に応じて乙が行う。

5 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(医療機器等)

第27条 乙は、医療機器及び備品（以下「医療機器等」という。）について、適正な維持管理を行うものとする。

4 乙は、医療機器等について、保守・修繕を行い維持管理するものとする。

8 医療機器等の更新又は新規の購入の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 1品100万円を超える医療機器等の更新又は新規の購入は、甲の負担で行う。ただし、乙が乙の負担で行う場合は、この限りでない。また、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務を乙に委託することができる。

(2) 1品100万円以下の医療機器等の更新又は新規の購入は、乙が乙の負担で行う。

(病院機能評価)

第28条 乙は、医療体制及び医療環境が整い次第、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の認定を受け、良好な医療機能を保持しなければならない。

第3章 交付金、負担金等

(経費の負担)

第30条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(政策的医療等交付金)

第31条 甲は、第17条に規定する政策的医療の提供に要する経費及び甲が特に必要と認める経費に充てるため、政策的医療等交付金を予算の範囲内で乙に交付するものとする。

2 政策的医療等交付金の額は、次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。

(1) 甲が交付を受ける病院事業に係る経費として算入された当該年度の地方交付税等の額。ただし、病院事業債に係るものを除く。

(2) 全面改築し稼働するまでの期間において、安定した管理運営を図るため甲が特に必要と認める額

3 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の一部が履行されていないことが確認された場合、甲は政策的医療等交付金の一部を支払わず、又は支払った政策的医療等交付金の一部の返還を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(指定管理者負担金)

第33条 乙は、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。

2 負担金の額は次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。

(1) 平成22年度以前に甲が取得した阪南市民病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1

(2) 甲が平成23年度以降、新病院稼働年度までに借り入れた病院事業債（医療機器等の病院事業債を含む。）に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1。ただし、病院事業債の対象とならない資産に係るものについては、毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1。

(3) 平成23年度以降に甲の負担で取得する阪南市民病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額。ただし、前号に掲げるものを除く。

(4) 新病院建設に当たり、甲が負担する病院事業の用に供する土地の借地料相当額

3 前2項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

第4章 義務の計画、報告等

(事業計画書)

第34条 乙は、次年度開始前の甲が指定する期日までに、事業計画、人員配置計画、収支計画その他甲が指示する事項を記載した次年度に係る事業計画書を甲に提出し、協議するものとする。

2 前項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(事業報告書等)

第35条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定により事業報告書を作成し、毎事業年度終了後2月以内に、甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎事業年度終了後2月以内に、地方公営企業法第30条第1項の規定に準じた書類を作成し、甲に提出するものとする。

(月次報告書)

第36条 乙は、別に定める事項を記録した日報を基に、毎月終了後、月次報告書として作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

(年報)

第37条 乙は、阪南市民病院の運営状況を明らかにするために、事業年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(モニタリング)

第40条 甲は、前条に基づく業務実施状況の調査等及び利用者の意見等を踏まえ、事業実施状況のモニタリングを実施できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査)

第41条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が指定管理業務を監査するに当たり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。